

宗像 尚郎 殿

2020年12月15日
ルネサス エレクトロニクス株式会社
代表取締役社長 兼 CEO 柴田 英利

上記代理人
ルネサス エレクトロニクス株式会社
人事・総務統括部
東京総務部長 山本 泰久

委 嘱 通 知 書

ルネサス エレクトロニクス株式会社は、貴殿と嘱託契約を締結するにあたり、下記の通り嘱託雇用の条件を通知する。

記

1. 分掌

オートモーティブソリューション事業本部 車載デジタルマーケティング統括部
シニアダイレクター

2. 委嘱業務

- (1) Linux の開発マネジメント
- (2) 社外ロビー活動

3. 委嘱期間

2021年1月1日～2021年12月31日（1年間）とする。

但し、委嘱業務の進捗状況により、上記委嘱期間を短縮することもあり得る。その場合には、事前に会社と本人が協議のうえ、期間変更について書面にて合意するものとする。

契約更新の有無およびその判断については以下のとおり。

1. 契約の更新の有無

[更新する場合があります]

2. 契約の更新は次の各号により判断する。

- ①契約期間満了時の業務量 ②勤務成績、態度 ③能力 ④会社の経営状況 ⑤健康状態

4. 勤務条件

①常勤。週5日（8:45～17:30）とする。

②勤務地は、ルネサス エレクトロニクス株式会社 武蔵事業所（勤務区分:Work from home A ※）とする。

※勤務区分を変更する場合がある。

③その他、Work from home の取扱いについてはWork from home 取扱規則による。

5. 処遇条件

(1) 月手当 : 871,370円（評価による昇降給は行わない）

(2) 期末手当: 会社業績等を踏まえ、期末において評価の上、期末手当を支給することがある。
テーブルはG等級の100%水準相当とする。

(3) 退職金 : 支給しない

6. 解嘱に関する事項

(1) 次のいずれかに該当するときは解嘱とする。

- ①自己の都合により解嘱を願い出て当社に受理されたとき
- ②死亡したとき
- ③委嘱期間が満了したとき
- ④業務上の都合により当社が契約解除したとき
- ⑤本人の健康上の理由等で勤務不能と当社が認めたとき
または、休職期間が満了したとき
- ⑥仕事の能力が甚だしく劣るとき
- ⑦甚だしく職務に怠慢なとき
- ⑧勤務成績が甚だしく不良のとき
- ⑨会社業務の運営を妨げ、または著しく協力しないとき
- ⑩その他、従業員就業規則の解雇に該当すると当社が認めたとき

(2) 前項により解雇となる場合の予告期間等の取扱いは、法令の定めるところによる。

(3) 解嘱にあたって、会社が必要と認めたときは、営業秘密に係わる秘密保持、および個人情報の保持に関する誓約書を提出しなければならない。

7. 社会保険

マスター嘱託制度規則による。

8. 福利厚生

マスター嘱託制度規則による。

9. その他

その他の条件は、マスター嘱託制度規則による。

10. 守秘義務

当社の秘密情報及び当社が第三者に対して守秘義務を負う秘密情報を第三者に開示、漏洩、若しくは自ら又は第三者の利益のために使用してはならない。退職又は解嘱された後も引き続き同様の義務を負う。

11. 知的財産の取り扱い

本委嘱期間中の当社業務に関連して生じた発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の成果及びそれに係る産業財産権、著作権、半導体集積回路の回路設置に関する権利その他の全ての知的財産権（かかる知的財産権を受ける権利を含む）は、当社に帰属するものとする。尚、当社が当社社員を対象に業務上の知的財産権の帰属・取り扱いを定めた当社規則（発明取扱運用規則及び発明補償取扱運用規則等）については、社員に準じて適用するものとする。

12. 担当部門

人事・総務統括部 東京総務部 武蔵総務課

以 上